

接骨院・整骨院、はりきゅう・マッサージにかかるときのポイント

先日、「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費に関するご通知」（健保連 16-047）を各事業主宛に送付したところですが、柔道整復療養費との関係を含め、分かりにくいところが多かったため、再度、詳細にご案内しますので、ご覧下さい。

今回の通知はこのうちの一部である、はりきゅう・マッサージにかかり、かつ健康保険の適用範囲での治療の場合の支払い方法についてであります。

	根拠法	区分	当組合対象件数（月）	支払方法	具体的事例	治療を受けるときのチェックポイント	当組合からのお願い
接骨院・整骨院	柔道整復師法ほか	健康保険が使える場合	300~400件	受療委任払い	<ul style="list-style-type: none"> ●骨折・脱臼 ※骨折・脱臼の場合は医師の同意が必要です。ただし、応急手当は医師の同意は不要です。 ●打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど） <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家のなかで、重い荷物を運んだ時に、腰を痛めた。 ・買い物の途中で階段で滑り、足をひねった。 ・運動をしていた時に転んで、腕の骨を折った。 	<p>◇痛みの原因や症状を具体的に伝えましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いつ、どこで、何を、どの部分が痛くなったのか」痛みの原因を柔道整復師に具体的に伝えましょう。 <p>◇症状の改善はみられましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間通っても症状の改善が見られない場合は、内科的要因（病気による痛み）も考えられます。一度医師の診察を受けましょう。 <p>◇署名するとき、療養費支給申請書の内容を確認しましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷名・日数・金額等をよく確認のうえ、療養費支給申請書の署名（または捺印）をして下さい。また、申請書には、氏名・住所・郵便番号・電話番号を忘れずに記入しましょう。 <p>◇治療内容をメモしましょう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。 <p>◇領収証をもらいましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療を受けたときは、柔道整復師に治療内容を確認し、<u>受けた日ごと</u>に領収証をもらって保管しましょう。 	<p>♪接骨院・整骨院の請求の中には、「部位ころがし」「水増し請求」「架空請求」などの不正請求も見受けられます。</p> <p>♪行政刷新会議や会計検査院から適正化が指摘され、健保組合としても審査の強化が求められています。</p> <p>♪当組合では、不正請求等を防ぐため、加入者の皆さんに治療内容や受診の原因などを照会する場合があります。</p> <p>♪加入者の皆さんの貴重な保険料を適正に使用するためにも、適切な受診にご理解・ご協力をお願いします。</p>
		健康保険が使えない場合		<p>いったん、窓口で全額を支払い、後日、当組合宛に請求し、7割相当分を戻してもらい方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活からくる肩こり ●神経痛・リウマチ・五十肩などによる痛み ●脳疾患後遺症などの慢性病 ●医療機関で治療中のもの ●仕事や通勤途上の負傷 <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近、肩が凝っていて・・・ ・病院で先生に診てもらっているけど・・・ 		
はりきゅう・マッサージ	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律ほか	健康保険が使える場合	10件前後	償還払い（9月までは受療委任払い）	<p><はりきゅう></p> <ul style="list-style-type: none"> ●神経痛 ●リウマチ ●頸腕症候群 ●五十肩 ●腰痛症 ●頸椎捻挫後遺症 <p>※主に上記6疾患であり、慢性病で医師による適当な治療手段のない場合のみ</p> <p><マッサージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ●筋麻痺 ●関節拘縮 <p>※一律に診断名によることなく、筋麻痺や関節拘縮などの症状が見られる場合のみ</p>	<p>◇症状を正しく具体的に伝えましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いつ頃から、どの部分が、どのように痛むのか」具体的に症状を鍼灸師・マッサージ師に伝えましょう。 <p>◇治療内容をメモしましょう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。 <p>◇領収証をもらいましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療を受けたときは、鍼灸師・マッサージ師に治療の内容を確認し、<u>受けた日ごと</u>に領収証をもらって保管しましょう。 <p>◇症状の改善はみられましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間通っても症状の改善が見られない場合は、内科的要因（病気による痛み）も考えられます。一度医師の診察を受けましょう。 	<p>♪はりきゅう・マッサージにかかる保険請求の中には、健康保険の対象とならない疾患への治療や医師の同意のない治療などの不適切な請求も見受けられます。</p> <p>♪厚生労働省の審議会などでも適正化が指摘され、健保組合としても審査の強化が求められています。</p> <p>♪当組合では、そのような不適切な請求を防ぐため、加入者の皆さんに治療内容などを照会することがあります。</p> <p>♪加入者の皆さんの貴重な保険料を適正に使用するためにも、適切な受診にご理解・ご協力をお願いします。</p>
		健康保険が使えない場合		<p>単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージである場合</p>			

通常の医療費の支払いと同様に窓口で3割相当分を支払う方法

いったん、窓口で全額を支払い、後日、当組合宛に請求し、7割相当分を戻してもらい方法

10月受療分からここが変更

医師の同意が必ず必要であり、同意書の提出を3カ月に一度求めます。